

建設発生土の搬出先の明確化について

- 経緯概要 危険な盛土等の発生を防止するため
- 変更内容 民間建設工事標準請負契約(甲)
- 施行日 令和4年6月21日

[主たる変更内容]

- ① 工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、契約書に「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入する。
- ② 仕様書には建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。
- ③ 発注者は、受注者により建設発生土の適切処理が行われることを確認することが求められる。 ※注
- ④ 建設発生土の運搬・処分等に要する費用については、適正に請負代金に反映させる。
- ⑤ 契約締結後に予期せぬ運搬・処分費等の増加があった場合には、追加負担について発注者・受注者間で協議のうえ、必要に応じて適切に契約変更を行う。

※注 工事の発注段階で搬出先をあらかじめ指定する(「指定利用等」という)ことも可能です。その場合、指定しようとする搬出先が宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による改正後の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)に基づく当道府県知事等の許可を受けていることなど適正な搬出先であることを予め確認する必要があります。また、工事の発注段階で暫定的に搬出先を指定する場合には、搬出先の確定後に速やかに受注者に対して指示等を行ったうえで、必要に応じて設計変更を行う等、適切に対応することが必要となります。

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

株式会社 行政法務出版

support@cleas.jp